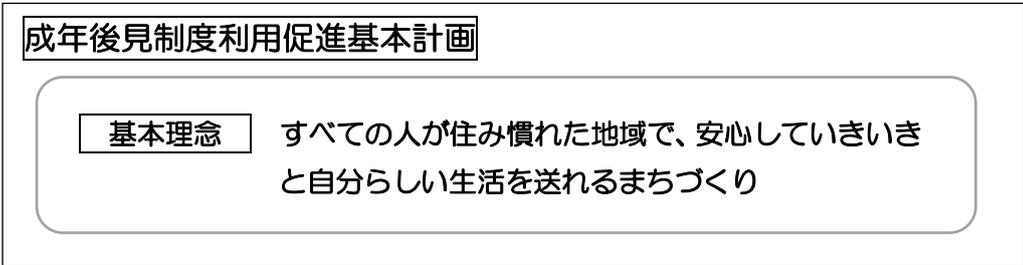


第3章 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方と目標

1. 基本的な考え方

超高齢・人口減少社会が進む中、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを、地域社会全体で支え合うことが求められています。そのためには、判断能力が不十分となり、自分にとって必要なことを意思決定することが難しい状態になっても、安心して地域生活が送れるよう、地域での支え合い活動を推進し、多様な活動主体の連携を深め、必要な権利擁護支援につなげることができる地域づくりが大切です。

本計画は、京丹後市地域福祉計画の基本理念で示された理念と方向性を共有しつつ、「すべての人が住み慣れた地域で、安心していきいきと自分らしい生活を送れるまちづくり」を実現するため、京丹後市における成年後見制度をはじめとした権利擁護支援体制に関する課題の解決に向け、必要な人が必要なときに適切に権利擁護支援が受けられるような仕組みづくりを総合的に展開し、基本目標の達成を目指します。



2.基本目標

基本理念の実現に向けて、本計画についての基本目標を次のように掲げます。

★基本目標

基本目標1：地域から早期発見・早期支援につながる相談支援体制の構築

基本目標2：意思の尊重と身上保護に主眼をおいた、本人と成年後見人等と
りまく支援環境の整備

今後、成年後見制度を利用する人や制度を必要とする人がさらに増えていくことを踏まえ、地域において、より一層制度の理解を深めていく必要があります。信頼かつ安心して利用でき、地域で支え合う制度として運用されるよう、制度の普及啓発に取り組みます。

また、地域での見守り活動をさらに広げるとともに、相談窓口を明確化することにより、権利擁護支援を必要とする人が早期に支援につながる環境を整備します。

さらに、法律や福祉の専門的観点からの支援を行い、成年後見人等による財産管理のみでなく、本人の意思決定支援や身上保護の側面も重視した、本人の特性に応じた支援に取り組みます。

権利擁護支援を必要とする人を適切に福祉サービス等につなげていくためには、関係機関と連携、地域の資源を有効に生かすことが大切です。そのためには、中核機関としての「京丹後市成年後見サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）」を中心とした地域連携ネットワークを早期に構築し、地域で権利擁護支援につなげていく仕組みづくりに取り組みます。

併せて、今後の成年後見制度の需要増及び専門職による担い手不足に対応するため、法人後見といった新たな担い手の確保に取り組み、支援体制の充実を図ります。



3.施策の体系

